

GDPRと個人情報保護法

NPO法人情報公開クリアリングハウス

三木 由希子

個人情報をめぐる前提

- 社会生活を送る上では個人情報を第三者が利用することは不可欠
- より個別・特化したサービス提供を受けるときは多くの個人情報の提供が必要になる
例えば、社会福祉サービス・支援・援助・医療
例えば、オーダーメイドのサービス・商品提供
- 代替物のない独占的なサービスや事業の提供を受けたいとき、カスタマイズ・継続利用することで利便性が増すとトレードオフが強化される（個人情報はどう扱われるかよりも、サービス利用が優先される）
- 経済的利益ともトレードオフされる
- 行政サービスの場合、代替性が基本的にはないので強制（義務）になる→代わりに権利保障

GDPRと個人情報保護法の違い

	GDPR	個人情報保護法
対象	官民	民間事業者 (行政機関、独法等は別報、自治体は個別条例)
個人データと個人情報	個人データ 識別子又は同一性を示す要素を参照することで直接・間接に識別されうるもの	個人情報 特定個人情報が識別できるもの。個人識別符号
収集・取得	収集・取得を含む「取扱い」が本人同意を原則 (例外規定有) → 直接収集が原則	収集・取得が本人同意を原則としていない → 直接収集を原則としていない
同意	同意の要件を規定し、詳細なガイドラインあり。 同意の撤回も規定	同意の手段をガイドラインで提示。同意の撤回についての定めなし

2019/6/6

3

GDPRと個人情報保護法の違い

	GDPR	個人情報保護法
要配慮個人情報	取扱いを原則禁止	本人同意で収集・取得可 (同意なしでも可能)
通知等	本人に通知義務(本人は通知を受ける権利)がある。本人から取得した場合と、本人から取得していない場合で通知内容(事項)が異なる。本人から取得していない場合は、データの出所も通知義務の対象	本人への通知ないし公表を利用目的・利用目的変更・共同利用について義務づけ。保有個人データについて事業者名、利用目的、本人開示等に応じる手続、苦情の申し出先の公表義務
監視・監督機関	Information Commissioner など強い権限を持つ機関有	個人情報保護委員会(公的機関に権限なし。民間にも権限限定的)
罰則等	制裁金	刑事罰

2019/6/6

4

個人情報保護の文脈

- ・アメリカ的→個人の自由
表現の自由、情報流通の自由を重視。消費者の権利保障、公正取引の文脈での介入的動向
- ・ヨーロッパ的→個人の尊厳
人権的観点からのデータ主体の権利保障としてGDPRがある。個人情報の取り扱いに対する本人の関与の度合いが強い
- ・日本的→個人の尊重
私事には立ち入らないが、理由があって個人情報を取扱う場合は、個人の権利利益は尊重するが利用重視（成長戦略としての個人情報保護）

2019/6/6

5

例えば、いわゆるGAFAをめぐる議論

- ・共通点：独占的地位、優越的地位による競争の阻害、課税問題
- ・アメリカ的議論：個人の自由への介入、消費者の不利益
フェイクニュース、競争の阻害（新興企業の買収など）、囲い込み後の値上げ、データの独占的利用
- ・ヨーロッパ的議論：「データによる自己」から個人の尊厳を確保
GDPRによる個人情報取扱いへの本人関与強化、プロファイリング規制、「忘れられる権利」など
- ・日本的議論：国内事業者保護・育成と個人データ利用の促進という成長戦略を基本に、そのためのプライバシー保護議論

2019/6/6

6

日本的議論（国）の問題点

- ・ 個人データの活用による経済活動強化（成長戦略）が議論のベースになっている
 - ・ 徐々に、個人の権利の強化も考慮されつつある
- ・ 本人の個人情報取扱いに関する関与が不十分
 - ・ 個人情報の収集・取得段階での本人同意が原則になっていない（書面で収集する場合のみ、利用目的を明示すればよい）
 - ・ 名簿業者問題、第三者提供問題の現任の一つ
 - ・ 「同意」されたことを満たす要件がない（本人が理解している状態がかならずしも確保されていない）
- ・ すべての個人情報が基本的に同列に扱われている
 - ・ 要配慮個人情報も収集原則禁止ではなく、本人同意で収集可。利用・提供についての制約なし。行政機関は何の制限なし
- ・ 権利としての保障と、自主的な対応が混在して並列的に議論されている

2019/6/6

7

個人情報保護法の改正議論（中間報告）

- ・ 「個人情報保護法 いわゆる3年ごと見直しに係る検討の中間整理」（平成31年4月25日 個人情報保護委員会）
- ・ ポイントは
 - ・ 利用停止等（違法な個人情報の取扱いに対するもの）について、個人の権利の範囲を広げる方法を検討
 - ・ 消去についての実務上の問題点の検討
 - ・ 名簿業者対策の検討
 - ・ 漏えい等に関する報告・通知義務の検討（事業者、報告を受ける監督機関のコスト過剰の可能性を課題）
 - ・ 「仮名化」の検討
 - ・ 個人情報にひもづいていないクッキーの扱いの検討
 - ・ 個人情報保護法制の一本化 など

2019/6/6

8

二つの議論が並走

本人が特定事業者が自分の個人情報を保有していることを認識している場合（本人から収集・取得）

本人は、特定事業者が自分の個人情報を保有しているか否か把握していない場合（本人以外から個人情報が収集・取得）

2019/6/6

9

権利と違法性

何を違法な個人情報の取り扱いとするか（利用停止請求権）

利用を終えた個人情報の保有は違法か（利用停止請求権）、消去権か

GDPRでは「忘れられる権利」を定める

オプトアウトとの関係はどうなるのか

2019/6/6

10

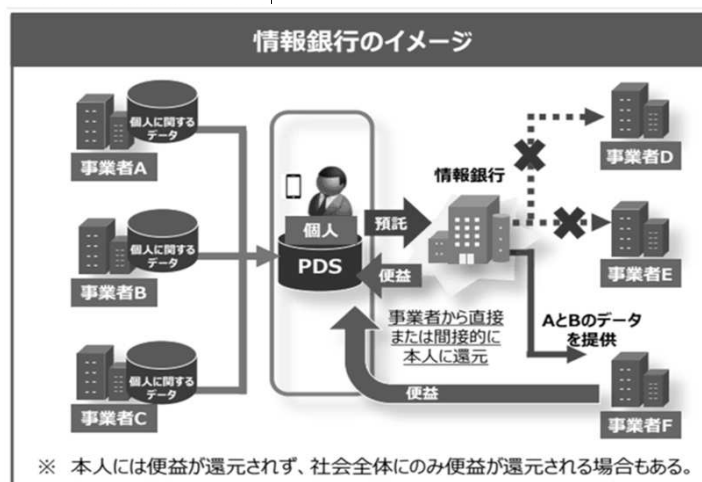
欠落した（不十分な）論点

- ・要配慮個人情報の取扱い
- ・プロファイリング規制（GDPR）
- ・異議を述べる権利（GDPR）
- ・何を個人情報とするかという定義（→プライバシーとして何を保護するかという権利の基本を構成）
- ・匿名加工情報としての利用についての本人意思の反映
- ・監視機関の機能強化（公的機関、特に高度に秘密保護されている公的活動）

2019/6/6

11

利活用の促進—情報銀行



(出典) 『情報信託機能の認定に係る指針ver1.0』より抜粋

2019/6/6

12

情報銀行

- ・個人情報の本人との契約と同意に基づき個人情報の第三者提供を実施する事業者
- ・基本は、本人の「自発的選択」だが、トレードオフの要素（利益の提供）
- ・民間による認定制度を導入（認定がなくても情報銀行として事業活動可能）
- ・情報銀行自体が「個人情報保護取扱事業者」（個人情報保護法による規制を受ける）
 - 第三者提供問題

2019/6/6

13

第三者提供問題

- ・警察や検察庁が刑事訴訟法197条2項の捜査関係事項照会などを根拠に、事業者から個人情報の提供を受けている問題
- ・情報が集約されているポイントカードやクレジットカードなどや、位置情報のわかるサービスがターゲットに
- ・情報銀行も、捜査関係事項照会を受ける対象になり得る
- ・個人情報保護法の限界は、個人情報の性質による規制を行っていないこと（すべての個人情報が原則同列）

2019/6/6

14

行政機関個人情報保護法

- ・基本的な枠組みとして、個人情報ファイルを作成する場合は、①あらかじめ総務大臣に届け出る、②個人情報ファイル簿を作成・公表する、の2点を行政機関に義務付け
- ・いずれの例外として
 - ①国の安全、外交上の秘密その他の国の重大な利益に関する事項を記録する個人情報ファイル
 - ②犯罪の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は公訴の提起若しくは維持のために作成し、又は取得する個人情報ファイル
- ・個人情報ファイルの存在そのものが秘密
- ・1988年の行政機関個人情報保護法制定以来の規定

2019/6/6

15

問題点

- ・外交・安全保障、犯罪捜査等に関する個人情報ファイルについては、第三者（総務大臣を含む）が一切把握できない仕組み
- ・独立的、第三者的な立場から監視・監督をする機能がない
- ・適法に個人情報を取り扱われているかは、各行政機関の判断に委ねられている→監視・監督機関が必要
- ・一方で、秘密個人情報ファイル簿については一部開示されることもある（→警察庁秘密個人情報ファイル簿情報公開訴訟）

2019/6/6

16

議論・論点をどう構想するか？

- ・情報環境の変化で、日常が記録されていく社会から戻ることは考えにくい
- ・情報が集積されるとそれをどう利用するか（したいか）は、官民ともに様々なことが想定される
- ・GAFAをはじめとして様々な個人情報を媒介にしたサービスに対する漠然とした不安や恐怖感は、議論を促進しない
- ・個人としては、どのサービスを利用するかという選択肢を知ることは重要
- ・一方で、一般ルールとしてどのような制度を構想することが、現実的かという議論が必要

2019/6/6

17

何を基本に議論をするか



2019/6/6

18